

【報 告】

東郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東郷町国民健康保険税条例（昭和38年東郷町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「54万円」を「58万円」に改める。

第23条中「54万円」を「58万円」に改め、同条第2号中「27万円」を「275,000円」に改め、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

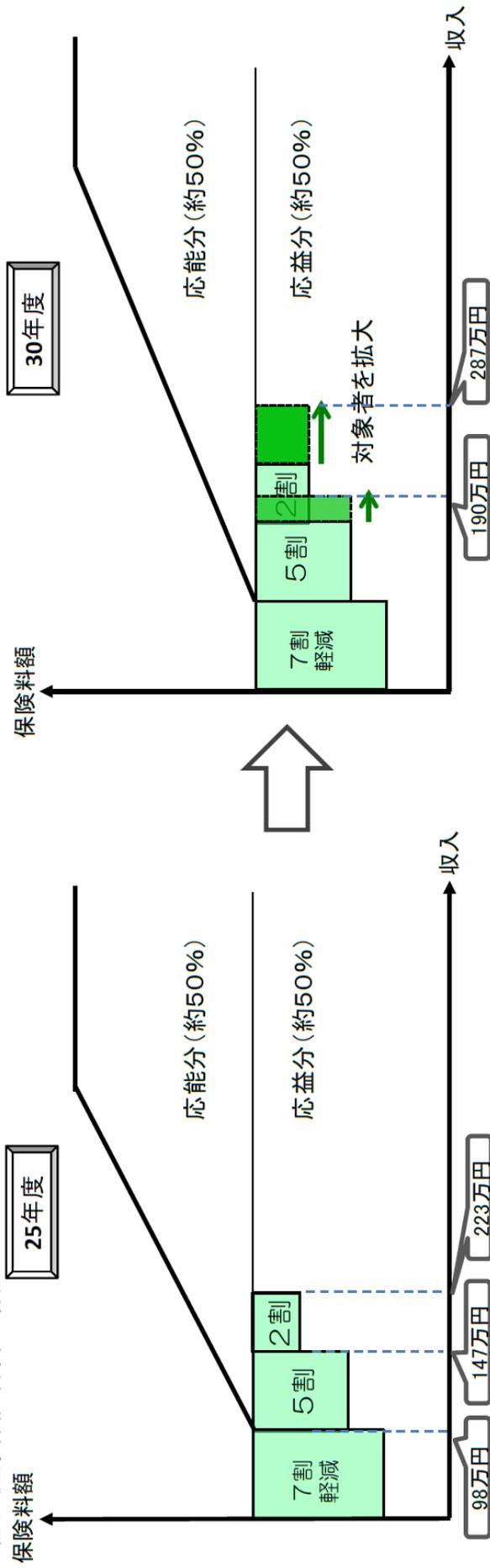
附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東郷町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

国民健康保険・後期高齢者医療の低所得者の保険料軽減措置の拡充

○平成26年度に国民健康保険・後期高齢者医療の保険料の軽減対象を拡大。【所要額612億円】

＜国民健康保険制度の場合＞



《具体的な内容》

① 2割軽減の拡大 ... 軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

- (25年度) 基準額 33万円 + 35万円 × 被保険者数 (給与収入 約223万円, 3人世帯) 【軽減対象の拡大】
- (26年度) 基準額 33万円 + 45万円 × 被保険者数 (給与収入 約266万円, 3人世帯) 【経済動向等を踏まえた見直し】
- (27年度) 基準額 33万円 + 47万円 × 被保険者数 (給与収入 約274万円, 3人世帯) 【経済動向等を踏まえた見直し】
- (28年度) 基準額 33万円 + 48万円 × 被保険者数 (給与収入 約278万円, 3人世帯) 【経済動向等を踏まえた見直し】
- (29年度) 基準額 33万円 + 49万円 × 被保険者数 (給与収入 約283万円, 3人世帯) 【経済動向等を踏まえた見直し】
- (30年度) 基準額 33万円 + 50万円 × 被保険者数 (給与収入 約287万円, 3人世帯) 【経済動向等を踏まえた見直し】

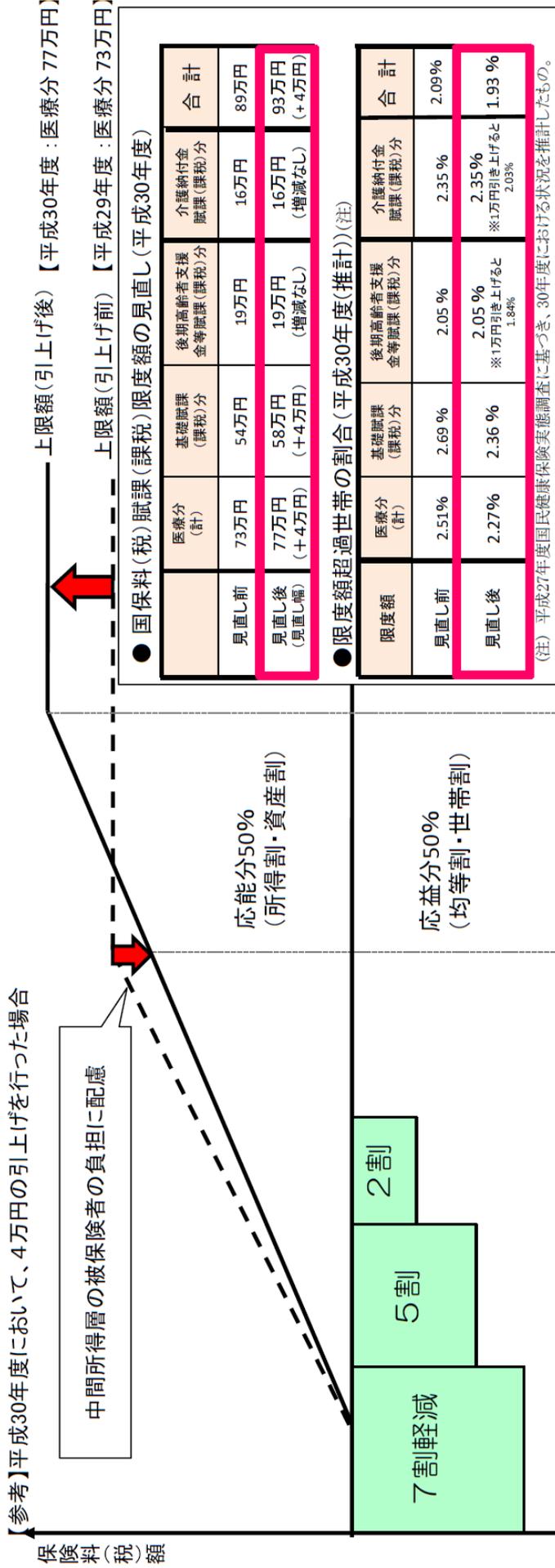
② 5割軽減の拡大 ... 現在、二人世帯以上が対象であるが、単身世帯についても対象とするとともに、軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

- (25年度) 基準額 33万円 + 24.5万円 × (被保険者数 - 1人世帯) (給与収入 約147万円, 3人世帯)
- (26年度) 基準額 33万円 + 24.5万円 × 被保険者数 (給与収入 約178万円, 3人世帯) 【軽減対象の拡大】
- (27年度) 基準額 33万円 + 26万円 × 被保険者数 (給与収入 約184万円, 3人世帯) 【経済動向等を踏まえた見直し】
- (28年度) 基準額 33万円 + 26.5万円 × 被保険者数 (給与収入 約186万円, 3人世帯) 【経済動向等を踏まえた見直し】
- (29年度) 基準額 33万円 + 27万円 × 被保険者数 (給与収入 約188万円, 3人世帯) 【経済動向等を踏まえた見直し】
- (30年度) 基準額 33万円 + 27.5万円 × 被保険者数 (給与収入 約190万円, 3人世帯) 【経済動向等を踏まえた見直し】

※ 給与収入、三世帯の場合

平成30年度の国保保険料(税)賦課(課税)限度額の在り方

- 国保料(税)の賦課(課税)限度額については、被用者保険におけるルール(※)とのバランスを考慮し、当面は超過世帯割合が1.5%に近づくように段階的に賦課限度額を引き上げているところ。
※最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が1.0%～1.5%(平成28年度より0.5%～1.5%)の間となるように法定されている。
- 平成30年度においては、高齢化の進展等による医療給付費等の増加が見込まれる中で、保険料負担の公平を図る観点から、これまでの最大引上げ幅と同額の4万円を引き上げる。
- 引き上げの際には、基礎賦課分・後期高齢者支援金等分・介護納付金等の限度額超過世帯割合のバランスを考慮し、基礎賦課分を4万円を引上げることとする。(後期高齢者支援金等分・介護納付金分は据え置く)



※ 限度額(医療分)に達する収入及び所得 (注1、注2)
(基礎賦課(課税)分+後期高齢者支援金等分)